

～ 本市の拠点で住宅を取得する方に ～

## 宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金

令和6年度版



(写真提供：一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会)

この補助金は、本市の拠点への移住・定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的に、本市の拠点に住宅を取得した世帯に、住宅取得費用の一部の補助を行うものです。

**(市外転入者 上限85万円+子ども1人につき5万円加算、市内転居者 上限50万円+子ども1人につき5万円加算)**

申請に当たっては、対象区域や所得などの資格要件がありますので、本手引きを必ずご覧ください。

## 対象区域

○本補助金の補助対象区域は次のとおりです。

### ① 「宇都宮市立地適正化計画」で定める次の区域

高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域

### ② 地区計画を定めている区域のうち、次の14区域（令和6年12月1日時点）

- ・篠井ニュータウン地区計画区域（下小池町地内）
- ・宝木本町仁良塚タウン地区計画区域（宝木本町地内）
- ・にらつかニュータウン地区計画（宝木本町地内）
- ・宝木新里ニュータウン地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ・フランクニュータウン三向宝木地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ・城西ニュータウン地区計画区域（田野町、田下町及び大谷町地内）
- ・グッドライフトタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ・さつきタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ・緑の丘金井久保地区計画区域（中岡本町地内）
- ・スマイルタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ・白沢学舎の郷地区計画区域（白沢町地内）
- ・ハーモニータウン東岡本地区計画区域（東岡本町地内）
- ・イーストタウン瑞穂野地区計画（東刑部町地内）
- ・道場宿ニュータウン地区計画（道場宿町地内）

※地区計画対象区域は年度途中で変更になる場合がありますので、最新情報は宇都宮市公式ホームページのパンフレットをご確認ください。

「トップページ」>「暮らし・手続き」>「住まい・まちづくり」>「住宅」>  
「令和6年度 マイホーム取得支援事業補助金」でご確認いただけます。

スマートフォンの場合は、次の2次元コードを読み取ってください。



### ①については、「宇都宮まちかど情報マップ」をご覧ください。

宇都宮市公式ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>「便利な機能」「宇都宮まちかど情報マップ」>「地図を見る」の手順で閲覧できます。

スマートフォンの場合は、次の2次元コードを読み取ってください。



#### パソコンで閲覧

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『△地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 画面上側の『住所から探す』を選択し、住所を入力し『検索』

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

### スマートフォンで閲覧

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上のメニュー（三本線のマーク）から『メニュー画面に戻る』を選択し、下の方にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 メニュー（三本線のマーク）から『住所から探す』を選択し、住所を入力し『地図』で確認

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

**※境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。**

### ②については、「宇都宮市都市計画情報マップ」をご覧ください。

宇都宮市公式ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし」>「住まい・まちづくり」>「建築・開発」>「都市計画」>「都市計画に関する情報をホームページでご覧いただけます」の手順で閲覧できます。

スマートフォンの場合は、次の2次元コードを読み取ってください。



### パソコン・スマートフォンで閲覧

手順1 宇都宮都市計画情報マップを開き、利用条件に『同意する』で検索画面へ

手順2 検索画面左側の『操作ツール』⇒『▽表示設定』のチェックボックスから、『地区計画区域』にチェックを入れます。（他のチェックボックスはチェックを外してください。）

手順3 画面上側の『住所から探す』を選択し、住所地を入力し『検索』

手順4 青い斜線の面をクリックして宇都宮市都市計画情報を開き、

住所地が補助対象となる14の地区計画区域のいずれかに該当していれば補助対象となります。

**※境界付近に所在する場合は、都市計画課（632-2566）へお問合せください。**

## 資格要件

○本補助金の交付を受けるためには次の資格要件をすべて満たす必要があります。

項目	内容
資格要件	<p><b>対象住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得日※<sup>1</sup>から<b>6か月以内</b>の住宅であること。</li> <li>○<b>所在地が補助金の補助対象区域（1ページ参照）内</b>であること。</li> <li>○居住の用に供する部分の床面積が<b>25m<sup>2</sup>以上</b>の専用住宅※<sup>2</sup>であること。</li> </ul>
	<p><b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象住宅を取得※<sup>3</sup>した者であること。</li> <li>○対象住宅の所在地に住民登録をしていること。</li> <li>○<b>世帯員の年間の所得の合計額が、基準以下</b>であること。（4ページ参照）</li> <li>○対象住宅の取得のため、返済期間が<b>10年以上の住宅ローン</b>を借り入れていること※<sup>4</sup>。</li> </ul>
	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>世帯員全員について</b>、次の要件を全て満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得日からさかのぼり<b>1年以内</b>に、<b>補助対象区域（1ページ参照）内</b>の持家※<sup>5</sup>に居住していないこと※<sup>6</sup>。</li> <li>・申請日時点において、申請する補助対象住宅以外に、宇都宮市内に持家を所有していないこと※<sup>6</sup>。</li> <li>・市税の滞納がないこと。</li> <li>・自治会に加入していること※<sup>7</sup>。</li> <li>・宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。</li> <li>・<b>既に本制度及び住宅取得に関する併用できない他の公的助成制度を利用していないこと。</b>（4ページ参照）</li> </ul> </li> </ul>

※ 1 注文住宅：不動産登記事項証明書の表題部（主である建物の表示）の原因及びその日付欄の新築年月日

分譲マンション・建売住宅・中古住宅：建物の所有権の保存または移転の登記に関する登記原因日

※ 2 居住のみを目的として建築され、業務の用に供する部分がない住宅

※ 3 所有権の保存または移転の登記を完了すること。

※ 4 個人間の借入（親族間の借入等）は補助の対象外となります。

※ 5 自ら居住するため取得した住宅であって、人に貸し出したものを除きます。

※ 6 **住宅取得日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内に居住していた方は追加書類が必要です。（8ページ参照）**

※ 7 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。自治会の加入方法等については、市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）または、みんなでまちづくり課（632-2900）にお問合せください。

## 所得基準

○世帯員の年間の所得の合計額が、次の表の金額以下であることが要件です。

- ・申請月が4月～6月の場合：前々年分（令和4年1月～12月分）の所得
- ・申請月が7月～翌3月の場合：前年分（令和5年1月～12月分）の所得が基準となります。

世帯員の年間の所得の合計額			
1人	2人	3人	4人
12,800,000円以下	13,180,000円以下	13,560,000円以下	13,940,000円以下

・5人以上の計算方法：(人数-1) × 380,000 + 12,800,000

・「所得金額」とは、総収入金額から必要経費を除いたあとの金額で、市区町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

## 他の公的補助制度との併用可否について

○原則として、住宅取得を目的とした他の補助制度との併用はできません。代表的な補助制度との併用可否については次のとおりです。最新情報は、市ホームページをご覧ください。

他の公的補助制度の内容については、それぞれの実施団体・担当課にお問合せください。

実施団体	制度名	併用可否
国	子育てエコホーム支援事業	×
	外構部の木質化対策支援事業	×
	地域型住宅グリーン化事業	×
	ネット・ゼロ・エネルギー実証事業	×
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業	×
栃木県	ゼロエネルギー住宅導入支援事業	○
本市	家庭向け脱炭素化促進補助金（環境創造課）	○
	移住支援金（都市ブランド戦略課）	○
	住宅改修補助制度（住宅政策課）	○
	木造住宅耐震建替え補助制度（建築指導課）	×
	結婚新生活支援事業（都市ブランド戦略課）	×

## 補助金額

○本補助金の金額は次のとおりです。

	補助項目	市外転入者※1	市内転居者※2
基本額	補助対象住宅の取得	20万円	10万円
加算項目①	高次都市機能誘導区域内の住宅の取得 東京圏※3からの転入者	15万円 15万円	15万円 —
加算項目②	(1)中古住宅の取得 (2)長期優良住宅※5の取得 (3)二世帯住宅※6の取得 (4)誘導居住面積水準※7を満たす住宅の取得 (5)多世代同居※8または近居※9 (6)市内勤務※10 (7)二地域居住※11 (8)地域活力向上対象地域居住※12 (現在篠井地区のみ) (9)テレワーク勤務※13  高校3年生相当までの子の同居※14	5万円/1項目 (上限20万円)  単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の20万円にな ります。	5万円/1項目 (上限10万円)  単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の10万円にな ります。
		5万円/子1人 (上限なし)	5万円/子1人 (上限なし)

※1 市外転入者・・・・・・・ 次の①または②に該当する者を含む世帯をいう。

①直近の転入日（市に住民登録した日をいう。以下同じ。）からさかのぼり2年以上市外に在住し、かつ、当該転入日から1年未満に住宅を取得した者

②住宅を取得した者の世帯に属する者で、直近の転入日からさかのぼり2年以上市外に在住し、かつ、補助金の申請日において当該転入日から1年未満であるもの

※2 市内転居者・・・・・・・ 市外在住者に該当しない世帯

※3 東京圏・・・・・・・ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

※4 中古住宅・・・・・・・ 新築の日から起算して1年を経過した住宅または申請者以外の者の所有権保存の登記がなされたことがある住宅

※5 長期優良住宅・・・・・・・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅

- ※6 二世帯住宅・・・・・・ 次のいずれも満たす住宅  
 ①各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と構造上独立していること。  
 ②各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所、風呂等が備わり利用上独立していること。  
 ③区分所有を行わないこと。
- ※7 誘導居住面積水準・・・・ 次の表の水準以上の延べ床面積の住宅
- | 建て方     | 水準及び計算式  |
|---------|--|
| 戸建て     | ①1人：55m <sup>2</sup><br>②2人以上の世帯：25m <sup>2</sup> ×世帯人数+25m <sup>2</sup> |
| 分譲マンション | ①1人：40m <sup>2</sup><br>②2人以上の世帯：20m <sup>2</sup> ×世帯人数+15m <sup>2</sup> |
- 申請する年度の3月末日時点の年齢で10歳未満の子どもがいる場合は、子ども1人当たりを次の人数で換算してください。換算の結果、子どもを含む世帯人数が2人未満の場合は、2人とします。
- 【3歳未満】0.25人 【3～6歳未満】0.5人  
 【6～10歳未満】0.75人
- ※8 多世代同居・・・・・・ 世帯員のいずれかの直系尊属または直系卑属が、3世代以上で補助対象住宅に同居すること。
- ※9 近居・・・・・・・・・ 世帯に属する者のいずれかの直系尊属または直系卑属が、同一または隣接の小学校区内に別に居住していること。
- ※10 市内勤務・・・・・・ 世帯に属する者のいずれかが、労働者、法人の役員または個人事業者であって、宇都宮市内で勤務するもの（労働者の場合には、予定を含む。）をいう。
- ※11 二地域居住・・・・・・ 世帯に属する者のいずれかが、市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し、または賃貸借契約により借り受けていることをいう。
- ※12 地域活力向上対象地域・ 富屋小学校、平石中央小学校、篠井小学校、城山西小学校、国本西小学校、清原北小学校または上河内東小学校の通学区域内であり、かつ、地区計画区域内の地域
- ※13 テレワーク勤務・・・・ 世帯に属する者のいずれかが、宇都宮市外の事業所に勤務する労働者、法人の役員または個人事業者であって、情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であること。
- ※14 高校3年生相当までの子 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子

## 交付申請に必要な書類

○共通書類（すべての申請者に必要な書類です。原本または写しを提出してください。）

必 要 書 類	内 容										
① 交付申請書兼請求書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象者の名義で記入したもの</li> <li>○申請者の名義の口座を記入したもの</li> </ul>										
② 個人情報調査の同意書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請に係る世帯員全員が記入したもの</li> <li>○多世代同居または近居に該当する場合、その世帯員も記入が必要です。</li> <li>○同意書を提出しない場合は、発行日から3か月以内の世帯員全員の住民票の写しと課税証明書（所得証明書）及び宇都宮市税の完納証明書の提出が必要です。</li> </ul>										
③ 建物の不動産登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象住宅の不動産登記事項証明書（建物の履歴全部事項証明書または現在事項証明書）*で発行日から<b>3か月以内</b>のもの</li> <li>*登記所（宇都宮地方法務局等）発行のものに限ります。登記情報提供サービスから印刷した登記情報等、登記官の認証文や印がないものは確認書類として利用できません。</li> </ul>										
④ 融資契約書 または 残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象住宅の取得に係る借入金の融資契約書または残高証明書等*で、<b>当初借入金額、返済期間、契約日、契約者名</b>を確認できるもの</li> <li>*書面の契約書がなく、インターネット等で契約内容を確認できる借入先の場合には、画面のキャプチャ等</li> <li>*<u>借入申込書や保証委託契約書</u>は確認書類として利用できません。</li> </ul>										
⑤ 工事請負契約書 または 売買契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象住宅の取得に係る契約書*で、<b>取得費、契約日、契約者名</b>を確認できるもの</li> <li>*注文住宅：工事請負契約書 分譲マンション・建売住宅・中古住宅：売買契約書</li> </ul>										
⑥ 課税証明書 または 所得証明書	<p>○補助金の申請時期により、必要な証明書の年度と交付元が異なります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>申請時期</th> <th>4月～6月</th> <th>7月～翌年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)</td> <td>令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)</td> </tr> <tr> <td>交付元</td> <td>令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*</td> <td>令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>*宇都宮市に住民登録していた場合は、提出不要です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>世帯員全員の証明書</b>が必要です。</li> <li>○主たる生計者の所得控除の内訳等により所得状況を確認できる場合は、無所得の方の証明書は不要です。</li> <li>○源泉徴収票とは異なる書類です。</li> </ul>		申請時期	4月～6月	7月～翌年3月	年度	令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)	令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)	交付元	令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*	令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*
申請時期	4月～6月	7月～翌年3月									
年度	令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)	令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)									
交付元	令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*	令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村*									
⑦ 自治会加入証明書 (様式第3号) または 自治会費の領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会長の署名及び押印がある自治会加入証明書で証明日から3か月以内のものまたは自治会費の領収書</li> <li>○お住まいの地域に自治会がない場合には、住宅政策課（市役所9階）の窓口で、自治会加入誓約書を記入してください。</li> </ul>										

○追加書類（次の①～③に該当した場合には、原本または写しを提出してください。）

① 世帯員のいずれかが、住宅取得日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内の持家以外（賃貸借契約に基づき貸し出された住宅または実家や社宅等）に居住していた場合

**必 要 書 類**

前住所の住宅が持家ではないことが分かる次のいずれかのもの

- (1) 賃貸借契約書＋直近の家賃の支払いを確認できる書類（通帳やクレジットカードの利用明細の画面キャプチャ等）
- (2) 退去時の清算書
- (3) 社宅使用料の支払いを確認できる直近の給与明細
- (4) 前住所の不動産登記事項証明書（建物の履歴全部事項証明書）で発行日から3か月以内のもの

② 世帯員のいずれかが、住宅取得日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内の補助対象区域外の持家に居住していた場合

**必 要 書 類**

申請日時点において、持家を所有していないことが分かる次のいずれかのもの

- (1) 前住所の住宅の売買契約書または媒介契約書
- (2) 前住所の住宅を貸し出していることが分かる賃貸借契約書

③ 申込みの手引き5ページ記載の次の加算項目を申請する場合

加 算 項 目	必 要 書 類
長期優良住宅の取得	長期優良住宅認定通知書 (住宅性能評価書とは異なる書類です。補助対象住宅を建てた業者にお問合せください。)
二世帯住宅の取得	二世帯住宅であることを確認できる住宅の平面図 (補助対象住宅を建てた業者にお問合せください。)
多世代同居または近居	多世代同居（近居）の者が世帯員のいずれかの直系尊属（卑属）であることを確認できる戸籍証明書で発行日から3か月以内のもの +多世代同居（近居）にあたる世帯の全員が記入した個人情報調査の同意書
市内勤務	<b>次のいずれかのもの</b> (1) 市内勤務証明書（様式第4号）または市内勤務予定証明書（様式第5号）に <b>社判</b> が押印されているもの (2) 直近の給与明細または社員証で、就労先の住所かつ直近の在籍状況を確認できるもの 1つの書類で確認できない場合は複数の書類をご用意ください (3) 自営業の場合：直近の確定申告書または開業届（今年1月1日以降に届出したものに限る）

加 算 項 目	必 要 書 類
二地域居住世帯	次のいずれかのもの (1) 所有建物の不動産登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）で発行日から3か月以内のもの (2) 賃貸契約中の物件の賃貸借契約書+直近の家賃の支払いを確認できる書類（通帳やクレジットカードの利用明細の画面キャプチャ等）
テレワーク勤務	テレワーク勤務証明書（様式第6号）に <b>社判</b> が押印されているもの
高校3年生相当までの子の同居(胎児がいる場合)	母子手帳（発行年月日と経過を確認できるページ）

## 補助金の申請



### (1) 補助申請

- 申請前に、**資格要件**（3ページ参照）を**すべて満たすこと**を確認してください。
- 申請書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。**修正ペンや修正テープの使用はできません。**
- 資格審査の結果、追加で書類提出や資格要件の確認を求めることがあります。申請書の連絡先の欄には、**日中に連絡のとりやすい電話番号**（他の世帯員の連絡先でも可）やメールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jpからのメールを受信できるように設定したもの）を記入してください。
- 交付申請に必要な書類（7～9ページ参照）を**すべて揃えて**、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システムにより提出してください。
- 住宅取得日（3ページ※1参照）から**6か月以内（消印有効）**に申請してください。**期限を過ぎた申請は、補助の対象外**となります。
- 補助申請=交付の決定ではありません。申請書類を毎月月末締めで審査します。

### (2) 審査結果の受領及び交付請求

- 審査の結果、交付または不交付を決定します。
- 審査月の翌月下旬頃に、申請者に審査結果を通知します。  
(審査状況により、通知時期は前後することがあります。)
- 交付決定を受けた方は、交付申請時に提出した補助金交付申請書兼請求書の提出をもって交付決定日において補助金の請求を行ったものとみなします。

### (3) 補助金の受領

- 交付決定日以後、2～3週間後に補助金交付申請書兼請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。
- 振込日の通知はありませんので通帳等で確認してください。

## 交付決定の取消・補助金の返還

○次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消します。

- ・宇都宮市補助金等交付規則やマイホーム取得支援事業補助金交付要綱に違反した場合
- ・偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合
- ・交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

### ・**交付決定の日から5年以内に補助対象住宅を売買等により譲渡した場合**

ただし、転勤等の本人の意思によらないやむを得ない事情の場合は除きます。  
やむを得ない事情が生じたときは、市に異動事項届出書を提出してください。

○上記事実が判明した場合は、補助金をすみやかに返還していただきます。

## その他

○予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。

○本補助金は所得税法上の課税対象となります。

交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。

○受付場所 宇都宮市役所 9階・住宅政策課  
(地区市民センター等では受付を行っていません。)

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く。)

○書類の返却 審査結果にかかわらず、提出された書類は返却しません。

## 洪水等の自然災害への備え

近年、地球温暖化による台風の大型化や局所的豪雨の発生などによって、市内でも甚大な洪水被害等が発生しています。

そのため、洪水等の自然災害に備え、事前にハザードマップにより、自宅付近で予想される浸水等の状況や、避難場所・避難経路を確認しましょう。

また、浸水が想定される区域内にご自宅が所在する場合には、浸水への備え※をお願いします。

### 浸水が想定される区域での浸水への備えの例

- ・寝室等の居住室を2階以上に設ける。
- ・止水板や土のうを準備する。
- ・地下室を設けない。
- ・コンセント、空調機器、給湯機器などの設備機器を、  
浸水深に応じた高さに設置する。
- ・避難に備え、非常用持出品や家庭内備蓄を準備する。

▼ハザード情報の確認は  
こちらから

・宇都宮市  
ハザードマップ  
(市HP)



・ハザードマップ  
ポータルサイト  
(国土交通省HP)





【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

FAX 028-639-0614

E-mail [u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp)